

産業振興促進事項 Q&A

※下記は現時点における考え方をお示しするものであり、今後の状況に応じて変更が生じる可能性があります。

問1 産業振興促進事項と離島税制の関係性如何。

(回答)

- 産業振興促進事項は、現行離島税制の適用における産業振興促進計画の役割も担う見込み。
- このため、令和5年4月以降に離島税制（国税及び地方税）の優遇措置を受けるためには、産業振興促進事項を記載する必要がある見込み。

※本件は現在財務省と調整中であり、未確定事項。

問2 現行の産業振興促進計画（以下、「旧計画」という。）の期間が次年度以降となる場合の旧計画の取扱い如何。 （離島振興計画に記載する産業振興促進事項（以下、「新計画」という。）と旧計画の期間が重複する場合の旧計画の取扱い如何。）

(回答)

- 新旧計画の期間が重複する場合の対応として下記2点が考えられる。
 - ① 産業振興促進事項において旧計画との間に齟齬が生じない場合
旧計画の変更は不要（新旧計画の併存は可）
 - ② 産業振興促進事項において計画内容の変更等により旧計画との間に齟齬が生じる場合
旧計画の期間を離島振興計画策定前までとする旧計画の変更が必要。
（なお、旧計画を変更する場合には、目標値等を変更した計画を国土交通省に提出頂く必要がある。また、提出いただいた計画は、所定の手続きを経て官報に掲載する予定。）
- このため、各都道県が作成する産業振興促進事項の内容を踏まえて、どちらを選択するかご検討いただきたい。
- なお、いずれの場合においても、後日、産業振興のフォローアップとして旧計画における目標の達成状況等の調査を実施する予定。

問3 産業振興促進事項に記載すべき内容如何。

(回答)

- 産業振興促進計画の記載内容を踏まえ、以下の項目を記載いただきたいと考えている。
 - ◆ 産業の振興を促進する区域
 - ◆ 振興すべき業種
(例) 製造業、旅館業 など
 - ◆ 計画期間
離島振興計画に合わせた計画期間とすることが望ましい。
 - ◆ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
産業振興に係る課題及びその対応策について記載。
 - ◆ 目標
想定される効果目標を記載。可能な限り定量的なものが望ましい。
(例) 設備投資件数、新規雇用者数、就業者数、労働生産性 など
 - ◆ 評価に関する事項
目標の達成状況の評価について記載。なお、評価を行う際には、計画期間終了後の評価ばかりでなく、期中においても評価を行うことが望ましい。例えば、離島税制の割増償却期間5年間に合わせ5年毎に期中評価を実施するなどが考えられる。

- また、都道府県と市町村が計画策定について緊密に連携し、市町村案が都道府県において反映されるようにする。

問4 産業振興促進事項において「振興すべき業種」として位置づける業種に決まりはあるか。

(回答)

- 特段決まりはない。

- ただし、離島税制の適用を受けるためには、少なくとも税制の適用対象となる業種を位置づける必要がある。